

議案第32号

副市長の選任に関し同意を求めることについて

小金井市副市長の選任に関し同意を求める。

平成26年3月18日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

副市長三木暁朗が平成26年3月31日をもって退職するので、後任の選任について、地方自治法第162条の規定により議会の同意を得るため、本案を提出するものであります。

副市長の選任に関し同意を求めることについて

小金井市副市長に、次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 埼玉県志木市本町六丁目24番16号

氏 名 川 上 秀 一

生年月日 昭和41年8月20日

職 業 地方公務員

議案第32号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 埼玉県志木市本町六丁目24番16号

氏 名 川 上 秀 一
かわ かみ ひで かず

生年月日 昭和41年8月20日

学 歴

平成元年3月 学習院大学法学部卒業

職 歴

平成2年4月 東京都に採用され総務局商科・立川短期大学事務局経営学科
事務室に所属

平成16年4月 港区保健福祉部副参事(高齢者計画・調整担当)に昇任

平成24年4月 主税局総務部総務課長(統括課長)に昇任し、現在に至る。

賞 罰

な し

議案第33号

教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市教育委員会委員の任命に関し同意を求める。

平成26年3月18日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

教育委員会委員伊藤恒子が平成26年3月31日をもって任期満了となるので、後任を任命するため、本案を提出するものであります。

教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市教育委員会委員に、次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市本町二丁目16番2号

氏 名 福 元 弘 和

生年月日 昭和20年4月3日

職 業 無 職

議案第33号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市本町二丁目16番2号

氏 名 福 元 弘 和

生年月日 昭和20年4月3日

職 業 無 職

学 歴

昭和43年3月 都留文科大学文学部初等教育学科卒業

職 歴

昭和43年4月 江東区立第三砂町小学校教諭

昭和48年4月 新宿区立早稻田小学校教諭

昭和51年4月 府中市立府中第七小学校教諭

昭和58年4月 小金井市立本町小学校教諭

平成元年4月 小金井市立東小学校教頭

平成4年4月 小金井市立小金井第一小学校教頭

平成5年4月 小金井市立東小学校校長

平成8年4月 小金井市立小金井第二小学校校長

平成12年4月 小金井市立前原小学校校長

平成15年4月 小金井市立小金井第一小学校校長

平成18年3月 小金井市立小金井第一小学校校長退職

そ の 他

平成 5 年 5 月 全国学校行事研究会事務局次長・理事となり、平成8年4月まで在任

平成 5 年 5 月 東京都学校行事研究会副会長となり、平成9年4月まで在任

平成10年 4 月 小金井市教育研究会会長となり、平成12年3月まで在任

平成10年 5 月 多摩地区障害児教育研究会会長となり、平成11年4月まで在任

平成10年 5 月 多摩地区心障学級設置校長会副会長となり、平成11年4月まで在任

平成14年 4 月 小金井市立小中学校校長会会長となり、平成15年3月まで在任

平成15年 5 月 多摩地区特別活動連絡協議会会長となり、平成16年4月まで在任

平成18年 4 月 小金井市教育相談所相談員となり、平成23年3月まで在任

賞 罰

な し

議案第34号

教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市教育委員会委員の任命に関し同意を求める。

平成26年3月18日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

教育委員会委員宮本誠が平成26年3月31日をもって任期満了となるので、後任を任命するため、本案を提出するものであります。

教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市教育委員会委員に、次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条の規定により、本市議会の同意を求めらる。

住 所 小金井市梶野町二丁目7番2号

氏 名 岡村 理栄子

生年月日 昭和27年8月24日

職 業 医 師

議案第34号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市梶野町二丁目7番2号

氏 名 岡村 理栄子

生年月日 昭和27年8月24日

職 業 医 師

学 歴

昭和52年3月 東京女子医科大学医学部卒業
昭和54年9月 米国エモリイ大学皮膚科留学
昭和62年6月 医学博士学位授与(東京女子医科大学)

職 歴

昭和52年4月 東京女子医科大学皮膚科研修医
昭和56年4月 東京女子医科大学皮膚科助手
昭和62年4月 東京女子医科大学皮膚科講師
昭和63年4月 岡村皮膚科医院開設
東京女子医科大学皮膚科非常勤講師
平成6年3月 東京女子医科大学皮膚科非常勤講師退職
平成11年4月 小金井医師会理事
平成18年3月 小金井医師会理事退職
平成21年10月 独立行政法人東京学芸大学非常勤講師

そ の 他

- 平成 2 年 4 月 東京都皮膚科医会理事となり、平成 1 8 年 3 月まで在任
- 平成 1 2 年 4 月 日本臨床皮膚科医会学校保健委員会委員となり、現在に至る。
- 平成 1 7 年 4 月 独立行政法人日本スポーツ振興センター学校安全会審査委員となり、平成 1 9 年 3 月まで在任
- 東京都医師会学校医委員会委員となり、現在に至る。
- 日本小児皮膚科学会運営委員及び学校保健委員となり、現在に至る。
- 平成 1 8 年 4 月 東京都皮膚科医会会長となり、平成 2 3 年 3 月まで在任
- 平成 1 8 年 6 月 日本臨床皮膚科医会学校保健委員会副委員長となり、現在に至る。
- 平成 2 2 年 4 月 東京都皮膚科医会学校保健委員会委員長となり、現在に至る。
- 平成 2 2 年 5 月 日本皮膚科学会代議員となり、現在に至る。
- 平成 2 2 年 6 月 日本臨床皮膚科医会東京ブロック代表理事となり、現在に至る。

賞 罰

な し

議案第35号

小金井市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

小金井市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を別紙のように改正する。

平成26年3月18日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

平成23年度に東京都の給料表を導入した際の現給保障について見直しを図るため、本案を提出するものであります。

小金井市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

小金井市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成25年条例第48号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「。以下「調整額」という」を削り、「調整額から新給料月額を減じた額を給料として支給する」を「給料として、その達しないこととなる差額（以下単に「差額」という。）から次の表の左欄に掲げる差額の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額（以下「差額に応じた調整額」という。）を減じた現給保障額を支給することとし、以後、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間（以下「対象期間」という。）において、その現給保障額から1年ごとに差額に応じた調整額を減じた額を現給保障額として支給する。ただし、切替日後に職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）別表第1又は別表第1の2の給料表の切替えがあるときの現給保障額は、切替前の現給保障額に切替えの際の改定率（切替後の給料月額を切替前の給料月額で除した数値とし、当該数値が1以上の場合は1とする。）を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とし、給料表の切替えの有無にかかわらず、対象期間における各年度の4月1日以降の現給保障額については、同日以前の直近の現給保障額から差額に応じた調整額を減じた額とするものとする」に改め、同項に次の表を加える。

差額の区分	差額に応じた調整額
差額が40,000円を超える場合	差額の4分の1に相当する額（100円未満の端数は切り上げる。）
差額が40,000円以下の場合	10,000円

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

小金井市一般職の任期付職員採用及び給与の特例に関する条例及び職員給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>付 則 (施行期日) 1 省略 (給料表の切替えに伴う経過措置) 2 平成26年1月1日(この項から第4項までにおいて「切替日」という。)の前日から引き続き第2条の規定による改正後の職員給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)別表第1又は別表第1の2の給料表の適用を受ける職員(5級の職務の級にある職員を除く。)で、切替日においてその者の受ける職務の級の号給の給料月額(以下「新給料月額」という。)が、切替日の前日においてその者の受けていた職務の級の号給の給料月額(以下「旧給料月額」という。)と職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成24年条例第49号)付則第2項の規定により給料として支給される差額に相当する額との合計額に新給料月額を旧給料月額で除した数値(当該数値が1以上の場合は1とする。)を乗じて得た額(100円未満の端数があるとすきは、これを切り捨てるものとする。)に達しないこととなる差額(以下単に「差額」という。)から次の表の左欄に掲げる差額の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額(以下「差額に応じた調整額」という。)を減じた現給保障額を支給することとし、以後、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間(以下「対象期間」という。)において、その現給保障額から1年ごとに差額に応じた調整額を減じた額を現給保障額として支給する。ただし、切替日後に職員の給与に関する条例(昭和26年条例第3号)別表第1又は別表第1の2の給料表の切替えがあるときの現給保障額は、切替前の現給保障額に切替えの際の改定率(切替後の給料月額を切替前の給料月額で除した数値とし、当該数値が1以上の場合は1とする。)を乗じて得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)とし、給料表の切替えの有無にかかわらず、</p>	<p>付 則 (施行期日) 1 省略 (給料表の切替えに伴う経過措置) 2 平成26年1月1日(この項から第4項までにおいて「切替日」という。)の前日から引き続き第2条の規定による改正後の職員給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)別表第1又は別表第1の2の給料表の適用を受ける職員(5級の職務の級にある職員を除く。)で、切替日においてその者の受ける職務の級の号給の給料月額(以下「新給料月額」という。)が、切替日の前日においてその者の受けていた職務の級の号給の給料月額(以下「旧給料月額」という。)と職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成24年条例第49号)付則第2項の規定により給料として支給される差額に相当する額との合計額に新給料月額を旧給料月額で除した数値(当該数値が1以上の場合は1とする。)を乗じて得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)以下「調整額」という。)に達しないこととなる差額(以下単に「差額」という。)から次の表の左欄に掲げる差額の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額(以下「差額に応じた調整額」という。)を減じた現給保障額を支給することとし、以後、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間(以下「対象期間」という。)において、その現給保障額から1年ごとに差額に応じた調整額を減じた額を現給保障額として支給する。ただし、切替日後に職員の給与に関する条例(昭和26年条例第3号)別表第1又は別表第1の2の給料表の切替えがあるときの現給保障額は、切替前の現給保障額に切替えの際の改定率(切替後の給料月額を切替前の給料月額で除した数値とし、当該数値が1以上の場合は1とする。)を乗じて得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)とし、給料表の切替えの有無にかかわらず、</p>	<p>現給保障の期間及び 新ひ額の見直しによる 規定の整備</p>

対象期間における各年度の4月1日以降の現給保障額については、同日以前の直近の現給保障額から差額に応じた調整額を減じた額とするものとする。

差額の区分	差額に応じた調整額
差額が40,000円を超える場合	差額の4分の1に相当する額 (100円未満の端数は切り上げる。)
差額が40,000円以下の場合	10,000円

3 } 省略
? }
5 }

3 } 省略
? }
5 }

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第35号資料2

現給保障に係る対象者人数及び削減効果額

年度	現給保障 対象者数	現行	改正後	削減効果額
平成26年度	70人	638,254千円	620,804千円	△ 17,450千円
平成27年度	63人	537,254千円	510,761千円	△ 26,493千円
平成28年度	58人	592,282千円	548,539千円	△ 43,743千円
平成29年度	48人	441,628千円	408,344千円	△ 33,284千円
合計	—	—	—	△ 120,970千円

※1 現給保障対象者数は、各年度4月1日現在の見込数である。

※2 削減効果額は、給料、地域手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当の合計とする。

※3 退職手当については、定年退職者のうち現給保障者のみを計上し、退職手当調整額は含めていない。

※4 各年度とも、年度末定年退職者を考慮しているが、年中昇格については考慮していない。

※5 給料表及び手当の支給率等については、平成26年1月1日現在のものを適用している。

現給保障削減に関するモデル（40,000円を超える場合）

1 対象者人数 30人（平成26年4月1日現在）

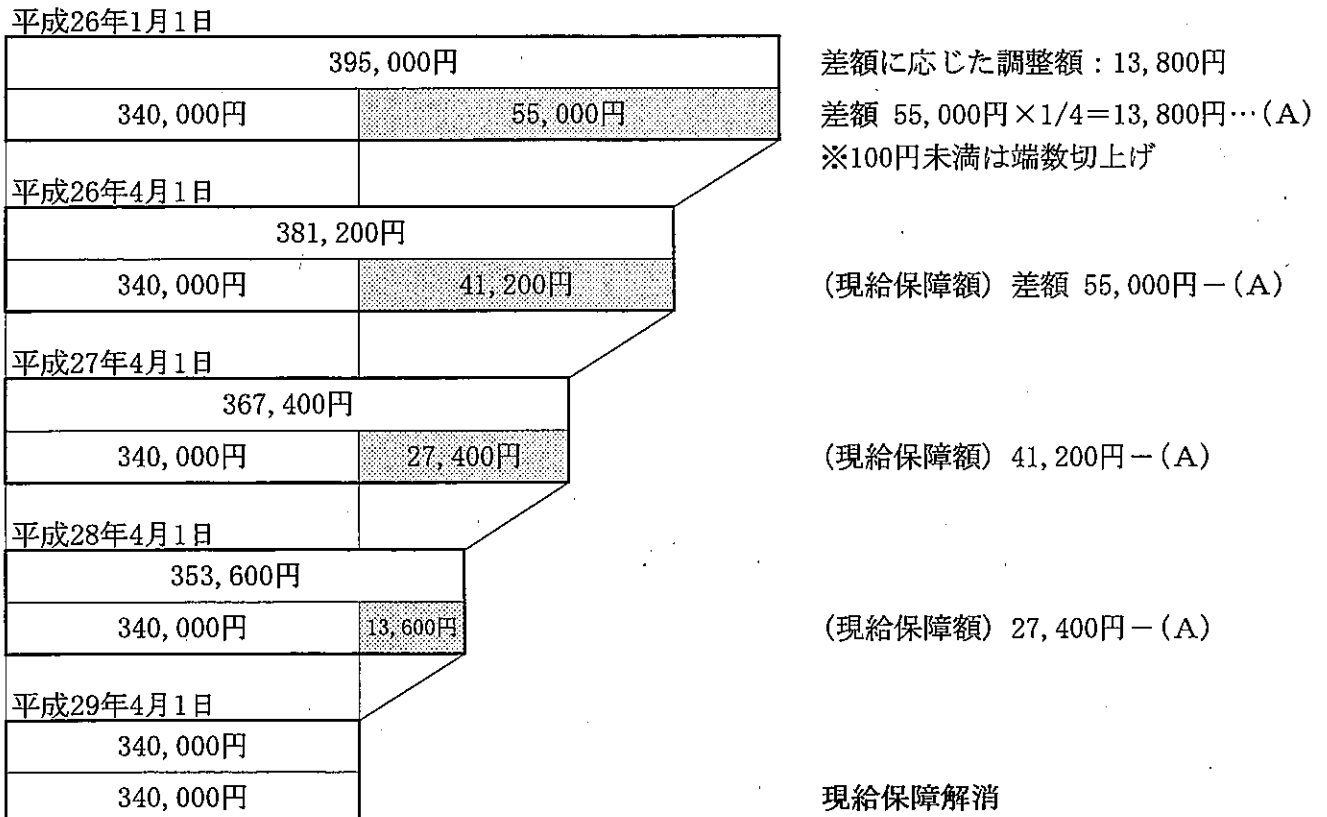
2 現給保障削減に関するモデル

削減時期	給料月額	現給保障額	支給額	調整額	備考
平成26年1月1日	340,000円	+ 55,000円	= 395,000円	—	
平成26年4月1日	340,000円	+ 41,200円	= 381,200円	△13,800円	H26.1.1現給保障額－(A) (H26.1.1現給保障額×1/4)
平成27年4月1日	340,000円	+ 27,400円	= 367,400円	△13,800円	H26.4.1現給保障額－(A)
平成28年4月1日	340,000円	+ 13,600円	= 353,600円	△13,800円	H27.4.1現給保障額－(A)
平成29年4月1日	340,000円	+ 0円	= 340,000円	△13,600円	現給保障解消

- ※ 平成26年1月1日の給料月額を340,000円、現給保障額を55,000円と想定する。
- ※ 各年度とも給与改定は想定していない。
- ※ (A)については、100円未満の端数切上げで算出する。
- ※ 給料表の切替えがある場合は、切替前の現給保障額に改定率(数値が1以上の場合は1とする。)を乗じたもの(100円未満の端数は切り捨てるものとする。)を切替後の現給保障額とする。

3 現給保障削減に関するモデル図

支給額	上段	395,000円
給料月額	下段(左)	340,000円
現給保障額	下段(右)	55,000円



現給保障削減に関するモデル（40,000円以下の場合）

1 対象者人数 40人（平成26年4月1日現在）

2 現給保障削減に関するモデル

削減時期	給料月額	現給保障額	支給額	調整額	備考
平成26年1月1日	340,000円	+ 35,000円	= 375,000円	—	
平成26年4月1日	340,000円	+ 25,000円	= 365,000円	△10,000円	H26.1.1現給保障額-10,000円
平成27年4月1日	340,000円	+ 15,000円	= 355,000円	△10,000円	H26.4.1現給保障額-10,000円
平成28年4月1日	340,000円	+ 5,000円	= 345,000円	△10,000円	H27.4.1現給保障額-10,000円
平成29年4月1日	340,000円	+ 0円	= 340,000円	△5,000円	現給保障解消

※ 平成26年1月1日の給料月額を340,000円、現給保障額を35,000円と想定する。

※ 各年度とも給与改定は想定していない。

※ 給料表の切替えがある場合は、切替前の現給保障額に改定率(数値が1以上の場合は1とする。)を乗じたもの(100円未満の端数は切り捨てるものとする。)を切替後の現給保障額とする。

3 現給保障削減に関するモデル図

支給額	上 段	375,000円
給料月額	下 段(左)	340,000円
現給保障額	下 段(右)	35,000円

平成26年1月1日

375,000円	
340,000円	35,000円

差額に応じた調整額：10,000円

平成26年4月1日

365,000円	
340,000円	25,000円

(現給保障額) 差額 35,000円-10,000円

平成27年4月1日

355,000円	
340,000円	15,000円

(現給保障額) 25,000円-10,000円

平成28年4月1日

345,000円	
340,000円	5,000円

(現給保障額) 15,000円-10,000円

平成29年4月1日

340,000円	
340,000円	

現給保障解消